

とことこマイボトルスポット実施要領

(目的)

第1条 この要領は、マチごと、プラスチックごみ削減を目指し、市民等のマイボトルの持ち歩きを促進するため、マイボトルへの飲料補充に対応する店舗をとことこマイボトルスポット（以下、「マイボトルスポット」という。）として登録するとともに、市がマイボトルスポットの取組を広く紹介することによりマイボトルの持ち歩きに向けた意識の啓発を図ることを目的とする。

(登録対象となる店舗)

第2条 市内で営業する飲食店及び飲料用品を扱う店舗をマイボトルスポット登録対象とする。

(登録の申請等)

第3条 マイボトルスポットの登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、とことこマイボトルスポット登録（変更）申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。登録事項を変更しようとするときも同様とする。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、とことこマイボトルスポット名簿へ登録する。

(取組内容)

第5条 マイボトルスポット名簿に登録された店舗を運営している事業者（以下「登録事業者」という。）は、マイボトルを持参する者に対して、マイボトルを使用して有償無償を問わず飲料を提供するものとする。

- (1) 食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を持つ登録事業者については、登録事業者がマイボトルスポットを利用する者（以下「利用者」という。）のマイボトルへ飲料を補充する又は利用者が自らのマイボトルへ飲料を補充できるように環境を整備するものとする。
 - (2) 食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を持たない登録事業者については、利用者が自らのマイボトルへ飲料を補充できるように環境を整備するものとする。
 - (3) 補充する飲料、補充する量、有償無償等については、登録事業者が定めるものとする。
- 2 登録事業者は、マイボトルの持ち歩き促進に係る取組を積極的に実践するものとする。

- 3 登録事業者は、来店者へこの取組について積極的に周知を図るものとする。
- 4 登録事業者は、市から交付された啓発資材を店舗に設置又は掲示する。なお、啓発資材の設置場所が無い等、設置が困難な場合は、この限りでない。
- 5 登録事業者は、市で実施する取組に関する調査へ協力するものとする。

(啓発資材の交付)

第6条 市長は、登録事業者に対して啓発資材を交付する。

- 2 啓発資材の設置場所は、登録事業者有地内とする。
- 3 登録事業者は、登録事業者の費用及び責任において、啓発資材の運搬、設置、維持管理を行い、啓発資材による事故等が発生しないように、安全に十分注意する。
- 4 啓発資材が劣化、破損等した場合は、登録事業者が速やかに修理又は廃棄する。

(マイボトルスポットの紹介)

第7条 市長は、マイボトルスポットでの取組内容等について、市ホームページ等で紹介する。なお、申請者は申請した時点で店舗情報等を市ホームページへ掲載することを承諾したものとする。

(登録の中止)

第8条 登録事業者が、取組の継続が困難になった場合や、店舗を廃止する等の理由により登録を中止しようとするときは、とことこマイボトルスポット登録中止届（様式第2号）により市長に届け出るとともに、啓発資材の設置又は掲示を取りやめ、啓発資材を市に返却するものとする。

- 2 市長は、前項の中止届を受理したときは、とことこマイボトルスポット名簿及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 第5条に規定された取組内容に満たさないと認められるとき。
 - (2) 営業実態を確認できないとき。
 - (3) 信用を失墜する行為などマイボトルスポットとして適当でないと認められるとき。
- 2 登録を抹消された事業者は、速やかに啓発資材の設置又は掲示を取りやめ、啓発資材を市に返却するものとする。

(その他)

第10条 マイボトルスポットの取組を原因として、登録事業者に被害が生じた
又は登録事業者が被害を生じさせたとしても、市は一切の責任を負わない。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月20日から施行する。